

徳島県訓令第2号

税 務 課

徳島県東部県税局

徳島県総合県民局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「及び市町村民税に係る徴収金」を「に係る徴収金、法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金（個人の市町村民税に係るものに限る。以下この条及び第三十九条において「個人の市町村民税に係る徴収金」という。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下この条及び第三十九条において「森林環境税に係る徴収金」という。）」に、「第八条第三項に定める按分率^{あん}によつて算出した」を「第五十七条の四の二第十項の規定により算定した個人の」に、「同項に定める按分率によつて算出した」を「同項の規定により算定した個人の」に、「徴収金（」を「徴収金及び森林環境税に係る徴収金（これらのうち」に改め、同条第二項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「及び」を「に係る徴収金、個人の」に改め、「係る」の下に「徴収金及び森林環境税に係る」を加え、「第八条第十一項」を「第五十七条の四の二第十一項」に、「当該徴収金の」を「その」に改める。

第三十七条第四号を次のように改める。

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金の収納に関する事務の委託を受けた者による収納

第三十七条第九号中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め、同条第十号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三十九条中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「及び市町村民税の」を「に係る徴収金、個人の市町村民税に係る徴収金及び森林環境税に係る」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第九号の改正規定は、令和六年三月二十九日から施行する。

2 改正後の第十条及び第三十九条の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税に係る徴収金、個人の市町村民税に係る徴収金及び森林環境税に係る徴収金について適用し、令和五年度分までの個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により行わせることができることとされる同令第一条の規定に

よる改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により収納の事務の委託を受けた者による収納の方法による徴収金の収納については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。